議案第１３４号

京丹後市網野デイサービスセンターの指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市網野デイサービスセンターの指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市網野デイサービスセンター	京丹後市網野町網野３８５番地の１	京丹後市網野町木津２２５番地の２ 社会福祉法人丹後福祉会	令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、京丹後市網野デイサービスセンターの管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

採点集計表【京丹後市網野デイサービスセンター】

議案第134号　資料

選定基準	個別配点	×9人	審査項目	配点（満点）	社会福祉法人丹後福祉会 得点		得点率	A団体 得点		得点率	失格点
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること	10	90	管理運営の基本的な考え方の適合性	90	90	90	100 %	90	90	100 %	27未満
施設の効用を最大限に発揮させるものであること	40	360	運営の基準、サービス提供内容への取組	135	124	297	83 %	108	278	77 %	108未満
			施設設備の維持及び運営管理の水準	108	82			81			
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	45	37			36			
			利用者等の要望の把握	18	18			18			
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	54	36			35			
施設の効率的な運用が図られるものであること	30	270	収支計画の妥当性	144	104	203	75 %	108	192	71 %	81未満
			収支改善策	54	46			45			
			利益の処分方法	72	53			39			
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的及び人的能力を有していること	20	180	経営理念の健全性	9	9	167	93 %	9	162	90 %	54未満
			団体の財政基盤、経営基盤の健全性	72	59			54			
			運営組織及び従業員の配置等の妥当性	36	36			36			
			団体による本事業への支援体制	9	9			9			
			事務・会計処理の能力	18	18			18			
			従業員研修・教育の妥当性	18	18			18			
			雇用効果	18	18			18			
計【配点100×9人=900】				900	757		84 %	722		80 %	540未満

※審査委員（9人）で採点を実施

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和　8　年　9　月 定 例 会

議案の件名	議案第134号 京丹後市網野デイサービスセンターの指定管理者の指定について	政策等の区分	計画　・　(事業)　・　条例 その他（　　）

≪政策等の概要≫

京丹後市網野デイサービスセンターは、平成14年4月の開設以来、通所介護事業所としてサービスを提供している。

民間事業者のノウハウを活用したサービスの向上及び施設の効果的・効率的な管理運営並びに市の財政負担の軽減を図ることを目的とし、指定管理者制度へ移行するため、令和7年9月定例会において条例改正の議決を得て、京丹後市指定通所介護事業所条例の一部改正を行ったところである。

この度、指定管理候補者として社会福祉法人丹後福祉会を選定したことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、同法人を指定管理者に指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

≪市民参加の状況≫

有　・　(無)　（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）

≪財源措置の状況≫　（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）　（単位：千円）

総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
R9～R13年度 0					

≪政策等の必要性≫

京丹後市網野デイサービスセンターについて、第2次京丹後市公共施設等総合管理計画の個別計画において「民間事業者が多数運営している状況の中で、市が直営で運営する必要性が低いと考えるため、指定管理制度の導入を予定」としているため、当該施設においては令和9年4月以降指定管理者による管理運営を行うこととしたことから、指定管理者を新たに指定するものである。

≪将来にわたる効果及び経費の状況≫

指定管理制度を導入することで、民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上と、管理経費の縮減を図ることができ、施設の一層の効用増加が期待できる。

また、納入金として年間事業収支差額の50%を指定管理者から市へ納入する。

［R9～R13年度事業費計］535,515千円

≪提案に至るまでの経緯≫

R8.5.28　京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会
R8.6.10　公募開始
R8.7.9　公募の結果、2者が応募
R8.7.24　京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会
　　指定管理者の候補者として「社会福祉法人丹後福祉会」を選定

≪総合計画等の整合≫

まちづくり27の施策	4	健やかで生きがいのある健康長寿のまちづくり

○その他の計画(該当する場合のみ)

計画名称	第2次京丹後市公共施設等総合管理計画個別施設計画編
策定年度	令和6年度
計画期間	令和7年度～令和16年度

≪政策等の実施時期≫

指定管理者として指定する期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）
健康長寿福祉部	長寿福祉課	有　(無)